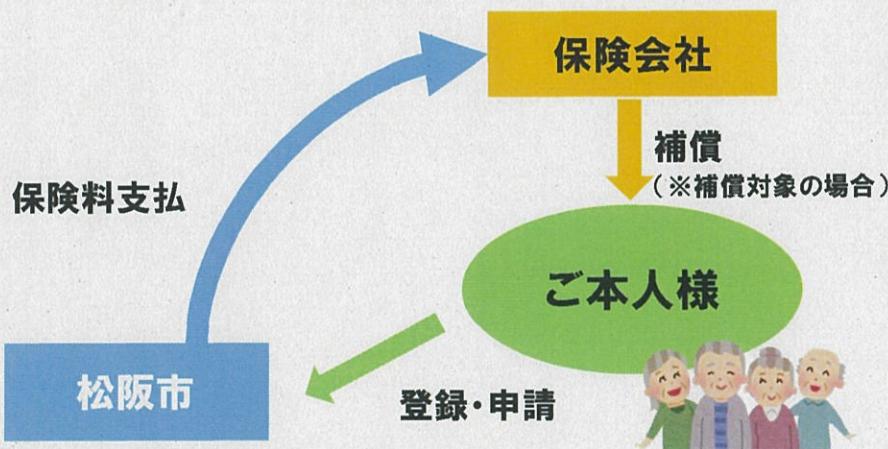


松阪市

認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業が はじまります！

令和2年7月より
申請開始！

認知症または若年性認知症の人が、日常生活で起こしてしまった事故により第三者に迷惑をかけ、法律上の賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべきお金を補償する制度です。



補償対象となるのは、
例えば以下の場合です



*保険会社の審査により、該当しない場合があります

補償の対象となる方

下記①～③の全てを満たす必要があります

- ①「おかえりSOSネットワークまつさか」に登録のある方
- ② 40歳以上で松阪市に住民票があり、自宅で生活している方
- ③ 介護保険申請の医師の意見書に認知症の診断名の記載がある方

- ◆ 保険料は松阪市が負担します
- ◆ 事故による賠償保障額最高1億円

お問い合わせ・お申し込み先

松阪市高齢者支援課 ☎ 53-4088、4099